

議案第13号

債権の放棄について

次のとおり債権を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年8月31日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

1 債権の内容

大網白里市浄化センター外6施設で使用する電力の供給契約解除に伴う債権

2 債務者

東京都中央区佃一丁目11番8号

日本ロジテック協同組合

代表理事 軍 司 昭 一 郎

3 放棄する債権の額

511,179円

4 放棄の理由

電力の供給契約において、債務者が破産し、契約解除に伴う違約金である債権の一部は配当金として回収したが、残りの債権について回収できる見込みがないため。